

自転車に乗る時は、必ずヘルメットをかぶりましょう！

阿賀だより

発行者
阿賀駐在所
八幡 浩司

米子警察署の
ホームページ
はこちら →



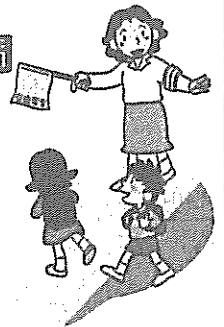
春の全国交通安全運動の実施

☆ 運動の期間

令和6年4月6日(土)から15日までの10日間

☆ 活動の重点

- こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践
- 歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」の運転の励行
- 自転車・電動キックボード等利用時のヘルメットの着用と交通ルールの遵守



交通ルールの遵守と交通マナーの実践を呼び掛け、交通事故防止の徹底を図りましょう。

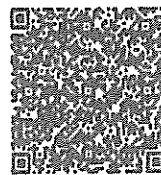
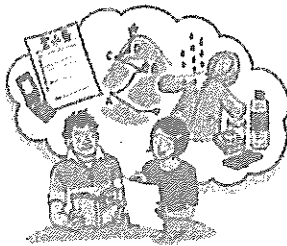
春山における山岳遭難防止

～安全に登山を楽しむためのポイントをご紹介します～

- ☆ 無理のない「登山計画」と「登山届」の提出を。
大山の登山届は、県警のホームページからも提出できます。
(下記の二次元コードをご利用下さい)
- また、登山アプリ「コンパス」、「YAMAP」を利用すれば、スマートフォンやパソコンから全国各地の山系の登山計画書が作成できます。
- ☆☆ 体力や技能に合わせ、余裕のある登山計画を立てましょう。
- ☆☆ 高山に登山する場合は、防寒着、アイゼンを準備しましょう。
- ☆☆ 水、食料、着替え、ライトなど十分な装備を準備しましょう。
- ☆☆ 緊急連絡手段として、携帯電話と予備バッテリーなどを準備し、遭難した時は、迷わず110番通報して下さい。
- ☆ 最新の気象情報をチェックし、悪天候の時は無理せず、登山を中止しましょう。

出典：政府広報オンラインを参考に作成

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201104/3.html>



←電子申請サービス二次元コード

令和6年度から原付講習の実施回数を変更されます

原付免許試験を受験するためには、事前に、県内の各自動車教習所が実施している原付講習を受講する必要があります。

令和6年度から原付講習の実施回数が、これまでの月2回から1回に変更となっていますので、原付免許の取得を考えておられる方は、事前に各自動車教習所に原付講習受講の申込みを行ってください。

～原付講習実施日～

○ 東部地区及び西部地区の自動車教習所
第三金曜日直前の土曜日又は日曜日

○ 中部地区の自動車教習所
第三金曜日直後の土曜日又は日曜日

※ 原付講習の実施日は、実施する自動車教習所によって異なります。

事前に各自動車教習所にお問い合わせ下さい。



4月は若年層の性暴力被害予防月間です

近年、若い女性が、モデルや芸能人の勧誘を装ったスカウトや、インターネット等による募集により、AV（アダルトビデオ）出演を強要されたり、JKビジネスと呼ばれる営業により、性的な被害に遭う問題が発生しています。

特に春は、進学、就職等で生活環境が大きく変わる時期のため、若い女性がこれらの問題に直面する危険性が高まることが懸念されます。

これらの問題に対し、警察はあらゆる法令を適用して厳正な取締りを行っています。

現にこれらの問題で悩んでいる、悩んでいる人を知っているといった場合は、

警察総合相談電話（#9110）または最寄りの警察署

へご相談下さい。

～駐在さんからのお知らせ～

鳥取県警察では、警察署代表電話等にお掛けくださる方の利便性向上等を目的に、令和6年4月1日から自動音声による案内の運用を開始します。

そのため、交番・駐在所の加入電話が廃止されます。詳しくは、ミニ広報紙「阿賀だより」と共に回覧しています。

「音声ガイダンスの運用について」と題する文書を参考にしてください。



事件事故は、『110番』
ご相談は、『#9110』へ

